

令和7年度男女共同参画社会づくりのための県民意識調査業務委託に係る
公募型プロポーザル審査要領

1 審査方法

各審査員は、原則として、プロポーザル参加者から提案書の内容等について、説明（提案発表）を受けたうえで、この審査要領に定める基準等に沿って評価を行う。

2 審査会及び審査員

審査会は、以下に掲げる審査員4名で構成する。また、審査会の会長は、男女参画・女性の活躍推進課長（代理するものを含む）が務める。

なお、審査会の審査は、原則として審査員全員が出席して行うものとし、審査会は審査員の4名以上の出席がなければ開催することができないものとする。

（審査会構成予定）

ア	男女参画・女性の活躍推進課	課長	1名
イ	男女参画・女性の活躍推進課	係長	1名
ウ	男女参画・女性の活躍推進課	主事	1名
エ	統計分析課	主査	1名

3 審査方法

別表「評価基準」により各審査員が評価をつけるものとする。

4 審査結果及び委託業者の決定

- （1）最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。
- （2）最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術点が高い者を最優秀提案者とする。
- （3）最優秀者を決定後、当該企画提案者に対し、書面により採否を通知する。
- （4）その後、佐賀県財務規則をはじめ関係する諸規定に基づき、必要な手続きを経て正式に委託業者を決定するものとする。